

令和 8 年度（2026 年度）八王子市就業実習実施要領

令和 8 年（2026 年）5 月 14 日

八王子市総務部職員課

1 趣旨

本要領は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、各種専修学校（以下「大学等」という）に在籍する学生を対象として、八王子市において就業実習（以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、服務、その他必要事項を定める。

2 実習の目的

大学等の学生が、八王子市において実習を行うことにより、職業意識を高めるとともに、八王子市の市政に対する理解を深め、本市への就業意欲を高める。

3 実習生の資格要件

以下要件を全て備えていること。

- (1) 大学等に在籍する学生であり、令和 9 年（2027 年）4 月以降に卒業する予定の者
- (2) 意欲、成績、人物素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者
- (3) 八王子市に対し興味、愛着のある者

4 実習期間

実習期間は、実習生を受け入れる所管（以下「受入所管」という）と調整の上、八王子市総務部人財育成担当課長が決定する。

5 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの間で指定する 1 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、受入所管が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間を変更することができる。

6 実習場所

実習場所は、原則として八王子市役所本庁舎等、八王子市所有の施設内とする。

7 実習生の受入れ

- (1) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、「八王子市就業実習生推薦書（様式 1）」及び「履歴書（様式 2）」を別に定める日まで

に八王子市長に提出する。また、障害のある学生について配慮が必要な場合、「申出書（様式3）」を上記書類と合わせて提出する。なお、提出された情報は、八王子市において、実習の受入れ及び運営に必要な範囲で、受入所管に共有するものとする。

- (2) 八王子市は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (3) 実習生は実習開始前に服務規律の順守に係る「誓約書（様式4）」を八王子市長に提出する。

8 実習に係る費用

八王子市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当その他一切の対価を支給しない。ただし、市が指示する業務における旅費に対する実費弁償については、この限りでない。

9 服務等の取扱い

- (1) 実施期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等を鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記（1）に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、八王子市は実習を打ち切ることができる。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知する。
- (3) 実習生の懲戒に関する最終的な責任は、大学等で負う。
- (4) 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5) 実習生は、上記（4）により実習を欠勤する場合は、事前に人財育成担当課長に申し出てその指示に従わなければならない。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに人財育成担当課長に連絡しなければならない。

10 秘密の遵守

- (1) 実習生は実習中に知り得た秘密（地方公務員法第34条に定めるもの。）を部外者（大学等を含む。）に実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文・報告書等を発表する場合には、事前に人財育成担当課長の承認を得なければならない。

11 災害補償等

大学等は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくは左記に類する保険に加入させなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償する。

12 その他

- (1) 実習の実施について、疑義が生じた事項については、八王子市と大学等が協議した上で決定する。
- (2) 社会情勢等に鑑み、実習の中止、延期または実習場所や実施方法を変更する場合がある。
- (3) 総務部職員課以外の所管で独自に実習を企画及び実施する、または受入れる場合、実習の実施に関し必要な事項は、当該所管において別に定める。

13 応募及び問い合わせ先

八王子市総務部職員課人財育成担当

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話：042-620-7254（直通）

E-mail：jinzai@city.hachioji.tokyo.jp